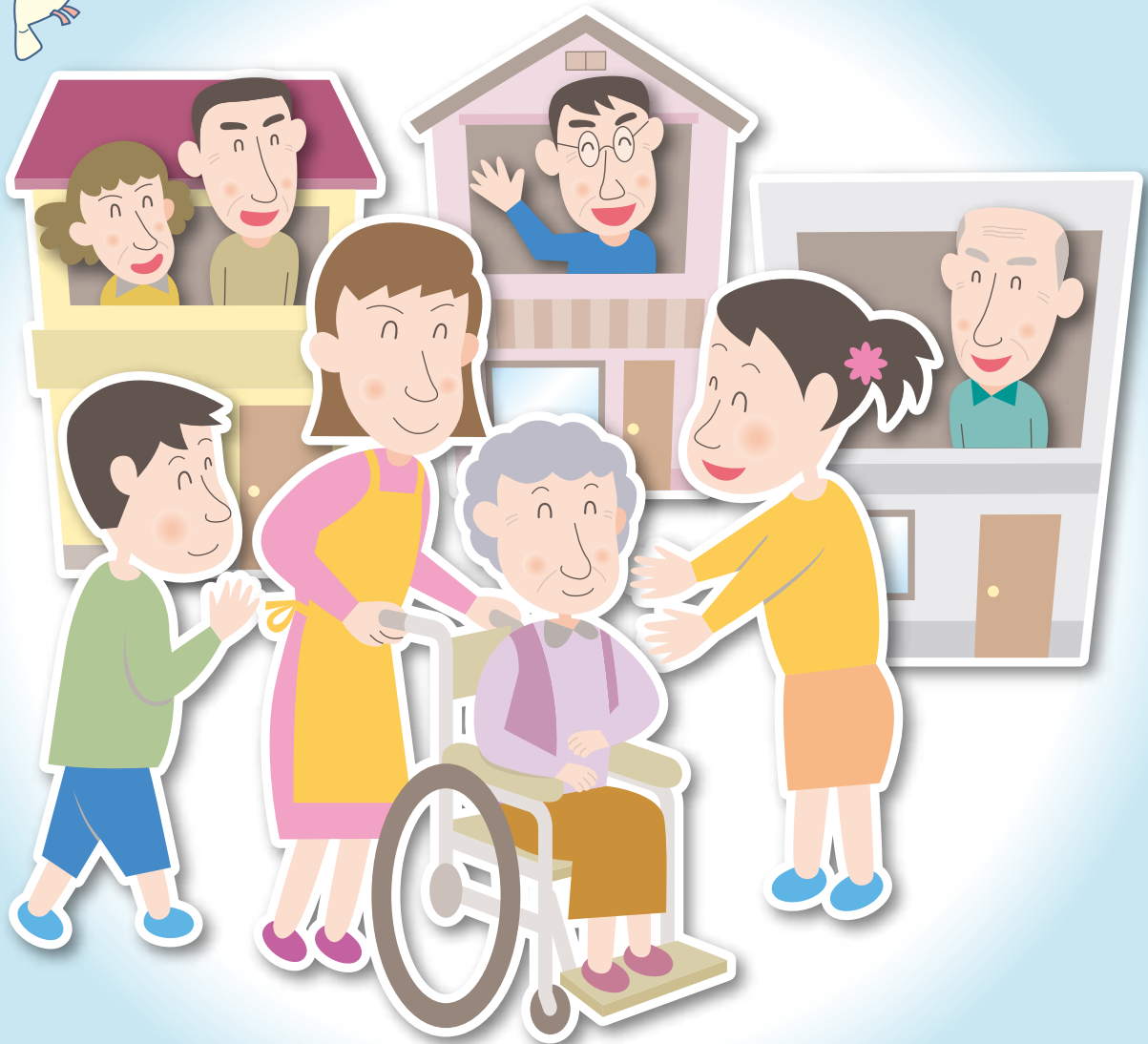


# みんなで作る 支えあいのまち

地域福祉活動のしおり



## はじめに

豊川市社会福祉協議会では、地域住民とともに地域福祉を推進するため、平成30年から令和4年までの5年を期間とする「第3次豊川市地域福祉計画」を豊川市と協働で策定しました。基本理念を「ふれあい支えあい夢のある元気なまちとよかわ～みんなでつくる支えあいのまち～」とした、この計画に基づき、地域福祉活動推進委員会の福祉委員、民生委員児童委員、ボランティア活動者等、地域住民の方々と協力・連携し、地域福祉を推進しています。

このしおりは、各地域における福祉活動の参考にしていただくために作成しました。地域の福祉活動は無限の可能性と広がりを持っています。このしおりから更に発展した活動が豊川のまちにたくさん生み出されていくことを期待します。

# 目 次

## 第1章 みんなでつくる支えあいのまち

1 地域の福祉課題は、社会全体の課題です	1
2 みなさんの暮らす地域に、ご心配な方はいらっしゃいませんか	4
3 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために	6
4 地域福祉活動とは	7
5 誰もが安心して暮らせるまちをめざして	9

## 第2章 地域福祉活動推進委員会の活動を支援します！

1 地域福祉活動推進委員会とは	10
2 地域福祉活動推進委員会の組織構成と主な役割・活動	10
(1) 地域福祉活動推進委員会の主な役割・活動	10
(2) 福祉会の主な役割・活動	11
(3) 福祉委員とは	11
(4) 組織構成のイメージ	12
3 地域福祉活動推進委員会の具体的運営	13
(1) 組織基盤を強くするための活動	13
(2) 地域の福祉課題を把握するための活動	14
(3) 人材の発掘・育成及び福祉学習活動	15
(4) 活動を地域に広めるための広報活動	16
(5) 見守り活動	17
(6) 暮らしの支えあい活動	20
(7) ふれあいサロン活動	23
(8) 地域・世代間の交流を高める活動	28
(9) 防災・防犯活動	28
4 みんなでつくろう！地域福祉活動推進委員会	29
(1) 地域福祉活動推進委員会が立ち上がるまで	29
(2) 地域福祉活動推進委員会の取り組み	30

## 第3章 地域福祉活動を応援しますー社会福祉協議会の役割ー

1 地域福祉活動を支援します	31
（1）地域福祉活動者への支援	31
（2）地域福祉活動研修の実施	32
（3）地域福祉懇談会の開催	32
（4）福祉出前講座の開催	32
（5）地域福祉活動推進委員会への助成	33
（6）ふれあい活動備品の貸出	33
（7）ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険	33
2 地域福祉活動推進委員会設置地区別一覧表	34

## 第4章 地域福祉活動に関するQ&A

1 委員会の組織や福祉委員について	35
2 委員会の活動について	37
3 社会福祉協議会について	39

# 第1章 みんなでつくる支えあいのまち

## 1 地域の福祉課題は、社会全体の課題です

少子高齢化の進行、核家族化や地域における相互扶助意識の希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

福祉を取り巻く課題も、認知症、老々介護、閉じこもり（引きこもり）、一人暮らし高齢者の孤独死、高齢者・子どもの虐待、精神疾患（うつ病等）など家族や地域からの孤立を主因とする誰にとっても身近な課題に変化してきています。

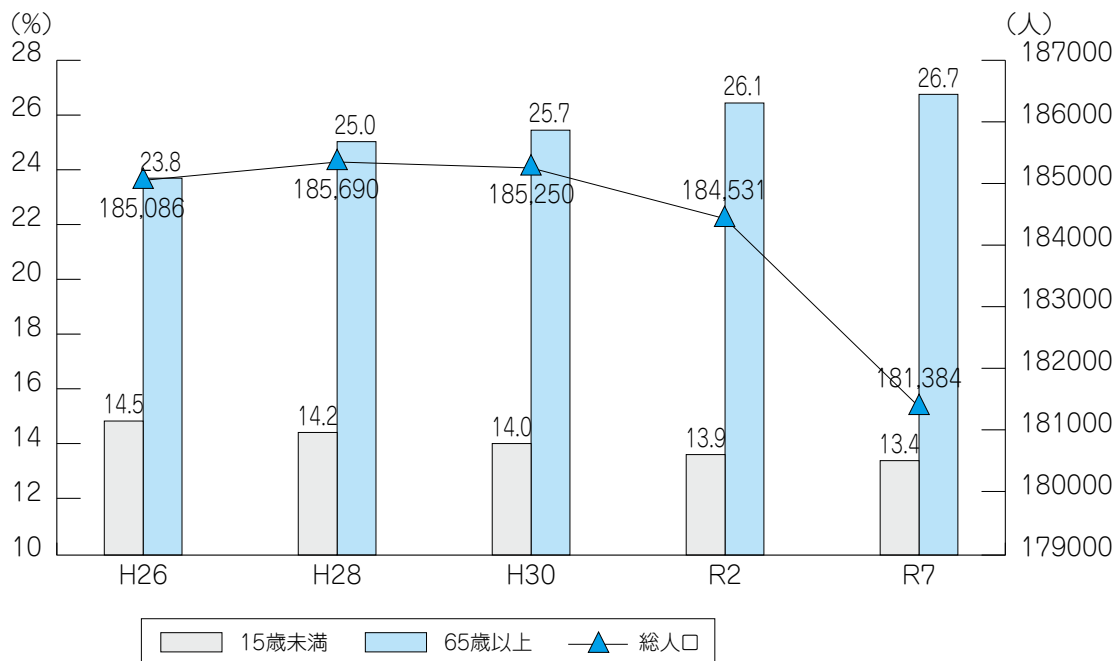
こうした福祉課題を解決するためには、住民一人一人が、誰もが直面する可能性のある社会全体の課題であることを認識し、家族や地域を単位とする生活圏域での助け合いの輪を広げていくことが大切になります。

私たちが生活の中で幸せや生きがいを感じられるのは、自分の必要性が感じられるときや家族をはじめ身近な方と接しているときではないでしょうか。

公的サービスや民間サービスの充実と並行して、家族や地域を単位とする生活圏域で助け合いの輪を広げることは、超高齢社会に備える大きな財産となります。

### ● 豊川市の高齢者・年少人口の推移と推計

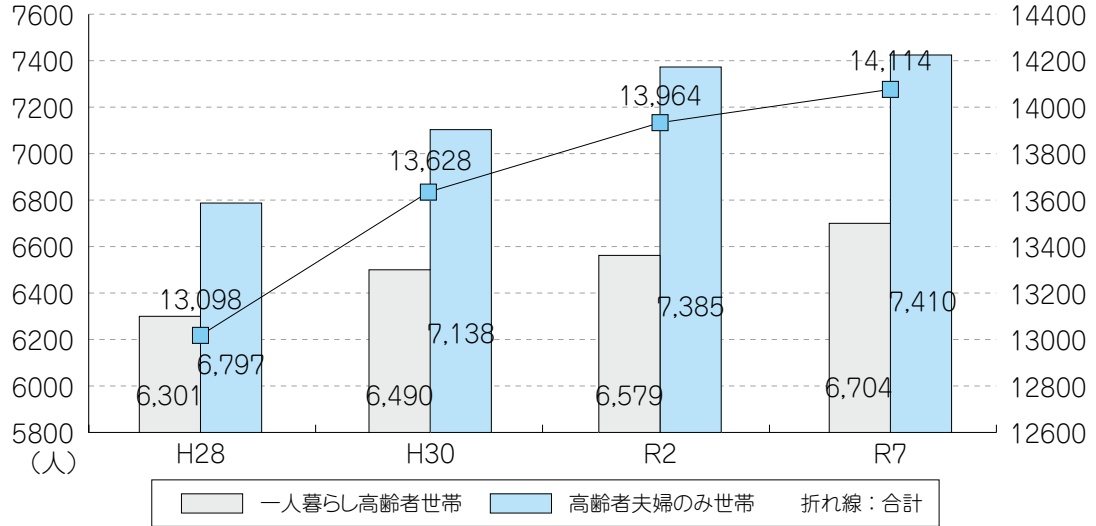
総人口及び15歳未満の人口が徐々に減少しているのに対し65歳以上の人口は年々増加しており、その差が広がり続け少子高齢化が進んでいます。



参考資料：豊川市高齢者福祉計画

## ● 豊川市の高齢者世帯の推移と推計

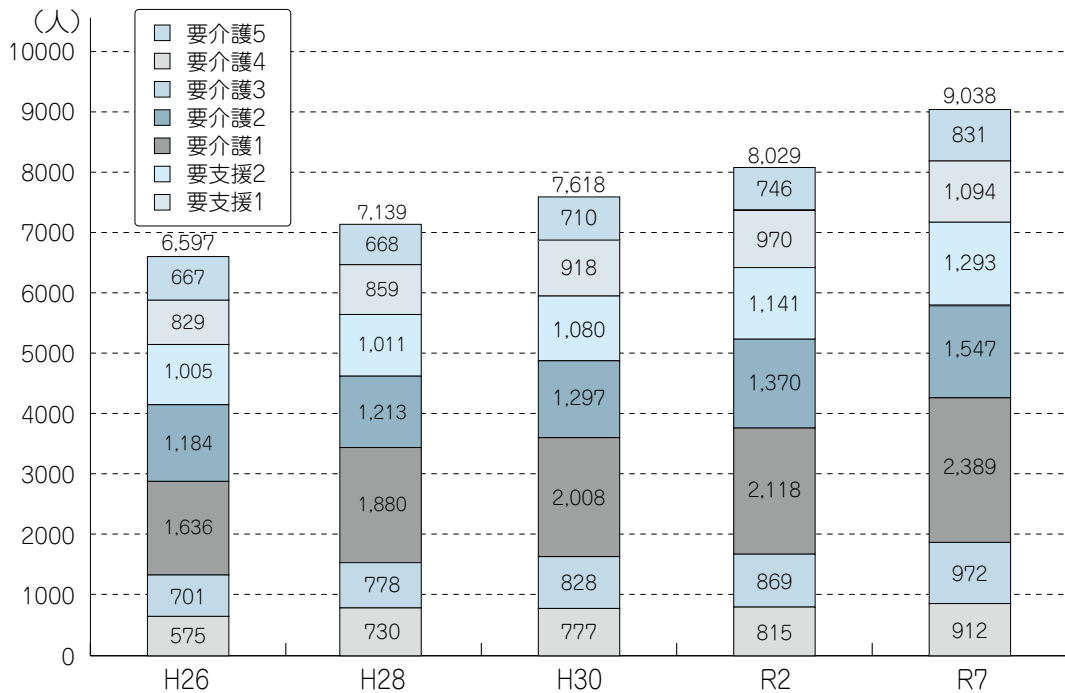
豊川市の一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯は年々増加しています。令和7年には総世帯数の20.5%を占める見込みです。



参考資料：豊川市高齢者福祉計画

## ● 豊川市の要介護認定者の推移と推計

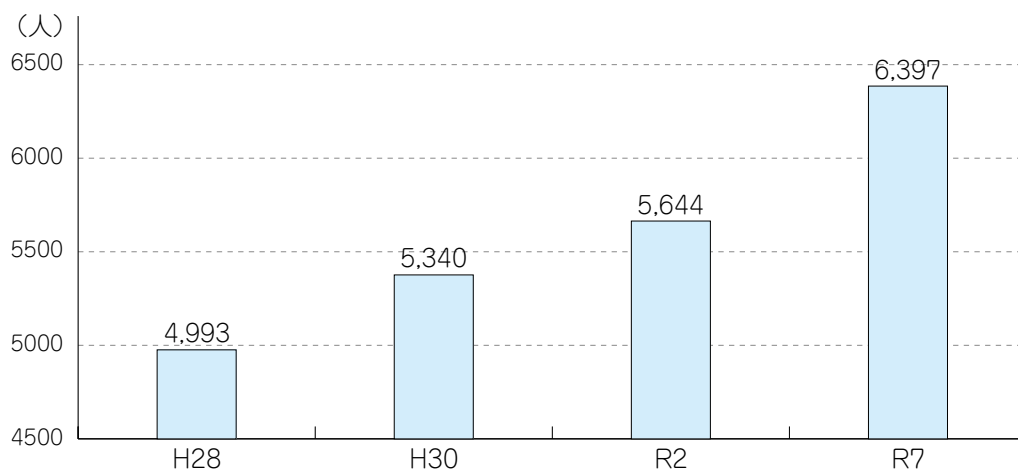
豊川市の要介護・要支援認定者数は、平成26年度の6,597人に対し、令和7年度には9,038人と約2,400人増加する見込みです。今後、2025年に向け団塊の世代が75歳以上となることにより後期高齢者人口が増加することから、要介護・要支援認定者が大幅に増加するおそれがあります。



参考資料：豊川市高齢者福祉計画

## ● 豊川市の認知症高齢者数の推移と推計

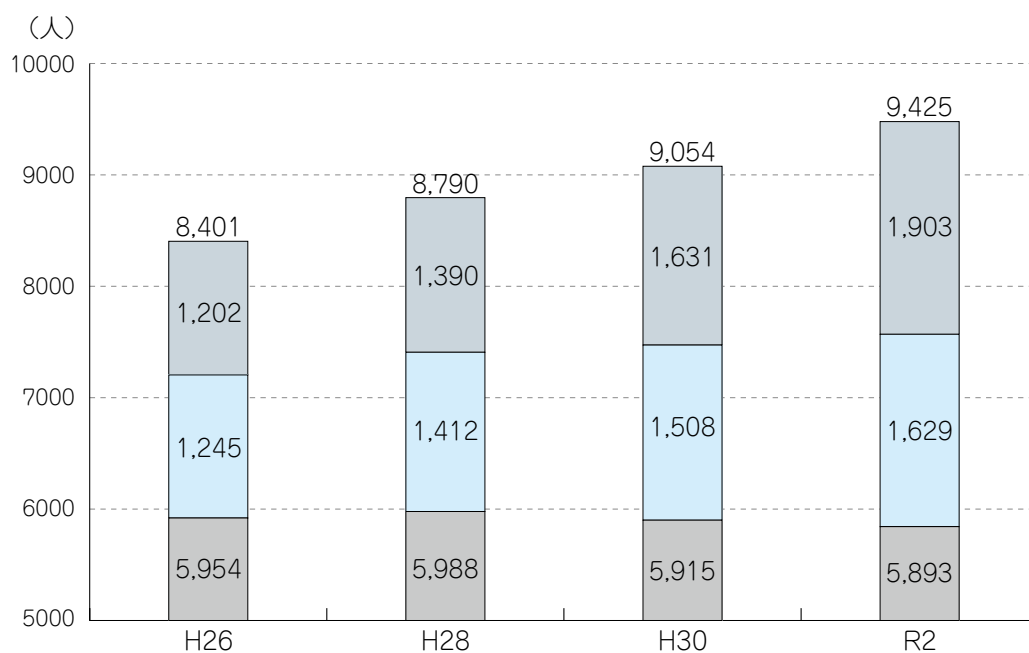
豊川市の認知症高齢者数は、平成28年度の4,993人に対し、令和7年度には6,397人と約1,400人増加する見込みです。



参考資料：豊川市高齢者福祉計画

## ● 豊川市の障害者手帳保持者数の推移

豊川市の障害者手帳所持数は、令和2年には9,425人となっています。身体障害者手帳所持者数が横ばいであるのに対し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が大きく増加しています。



■ 身体障害者手帳所持者 ■ 療育手帳所持者 ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者

参考資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

## 2 みんなの暮らす地域に、ご心配な方は いらっしゃいませんか

### 家に閉じこもりがちな 一人暮らし高齢者

高齢になると徐々に身体の機能が低下したり、一人で暮らすことで生活にはりがなくなり、外出を始め、何をするにもおっくうになり、閉じこもりがちになることがあります。

このようになると健康的な生活ができなくなります。閉じこもりにならないよう周囲の人からの声かけや、働きかけが大切です。

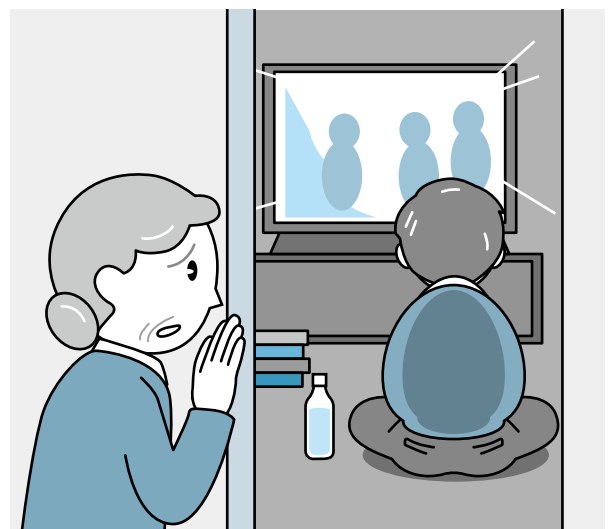


### 虚弱な高齢者が寝たきり 高齢者を介護している世帯

高齢者だけの世帯が増え、その結果、どちらかに介護が必要となった場合、いわゆる「老々介護」となります。「老々介護」では、介護を抱え込んでしまうことが大きな問題となります。共倒れを防ぐために、周囲の人々の声かけや気づきが必要です。

### 引きこもりの子どもと 高齢の親が同居している世帯

いわゆる「8050問題」と言われ、「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える必要がある状態を指します。親が介護状態となると、より地域から孤立し、ゴミ屋敷、高齢者虐待、孤独死など大きな問題につながるおそれもあります。家族が孤立しないためにも、地域の皆さんの見守りが大切となります。





## 認知症高齢者とその家族

認知症になると、もの忘れによる失敗や生活の中でうまくいかなくなることが徐々に増え、本人自身が苦しさや悲しさを感じています。また、ご家族は対応に困惑したり、長年に渡る介護から疲れてしまうこともあります。しかし、認知症の方とその家族を温かく見守り支えてくれる地域であれば、本人も家族も安心して暮らせるでしょう。



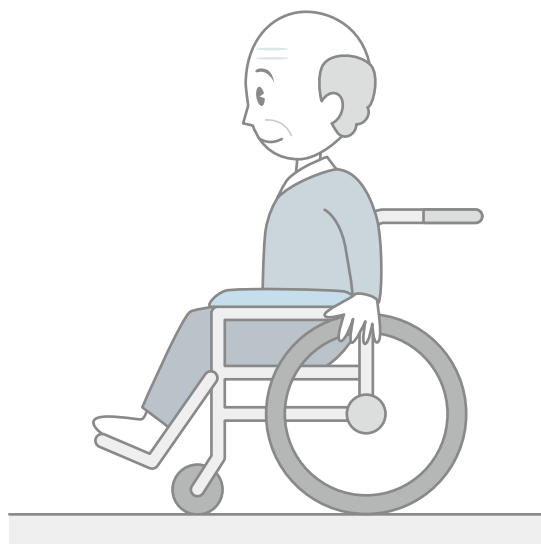
## 子育てに悩んでいる親

「母親なら子どもを育てられる」という考えは現在の常識ではないのかもしれませんが。育児書に書いてあるとおりに子どもが育てられるものではないことを先輩のママやパパは知っています。子育て中のママやパパが近所の方に気軽に声をかけられる地域なら安心して子育てができるでしょう。



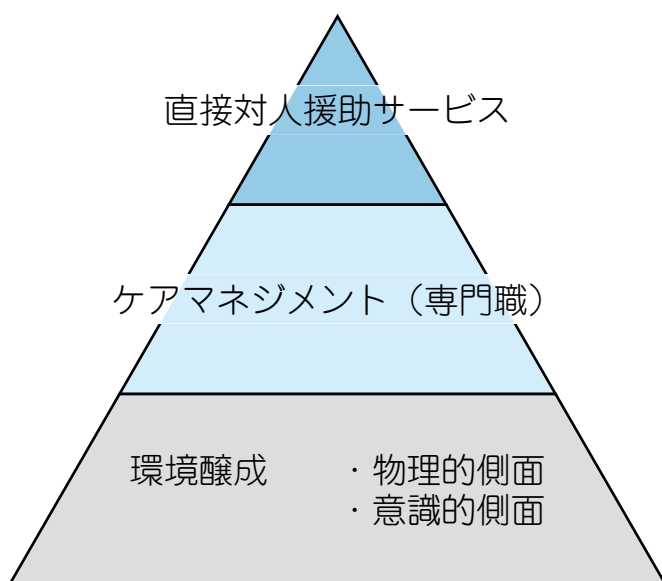
## 障害を持っている方

自立したいと願うのは、障害の有無に関係ありません。地域住民の障害に対する理解とちょっとした手助けがあれば、地域でいきいきと暮らすことのできる方がたくさんいます。



### 3 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために

一人暮らし高齢者、老々介護世帯、認知症高齢者や寝たきり高齢者を介護する世帯、子育て世帯、障害者など、地域生活を送るうえで何らかの支援が必要な方や必要となるおそれのある方が、地域の中で安心して暮らしていくためには、直接対人援助サービス（ホームヘルパーやデイサービスなど）やそれを効果的に組み合わせる専門職の存在が不可欠といえます。では、こうした福祉サービスが整備されれば、地域の中で安心した生活を送ることができるのでしょうか。



歩道に段差があって外出したくても出掛けられなかったり、行き先にスロープがなくて入れなかったり…、いくら福祉サービスが充実しても、地域における物質的環境が整備されていなければ安心した生活を送ることはできません。また、何よりも、そこに暮らす住民の意識がやさしくあることが、最も大切なことだといえます。

少子高齢化や核家族化が進む今日、令和7年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、地域生活を送るうえで、何らかの支援を必要とする方が多くなることが見込まれます。その時、私たちはいったいどのような生活を送っているのでしょうか。

私たちが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、こうした課題は誰もが直面する可能性のある社会全体の課題であることを理解するとともに、家族や地域を単位とする生活圏域での助け合いの輪を広げていくことが大切です。

地域におけるこうした環境醸成こそが、超高齢社会に備える大きな財産になるのではないのでしょうか。



## 4 地域福祉活動とは

地域に住んでいる「ちょっとした手助けを必要としている方」を隣近所の方たちが、「ご近所づきあいの感覚を大切にしながら」協力して支援する「住民同士の助け合い活動」です。

### 主な活動内容

#### 1 見守り活動

手助けの必要な方の暮らしを日頃から気かけながら、声かけや訪問を通して安否を確かめ不幸な事故を防ぎます。



#### 2 暮らしの支えあい活動

普段の生活の中でのちょっとした手助けをします。



#### 3 ふれあいサロン活動

地域に暮らす住民のみなさんが孤立することのないよう交流の場づくりをします。



#### 4 福祉サービスへの橋渡し

専門的な相談やサービスが必要な場合は、お近くの民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の相談機関へつなげます。



## 効 果

### 1 福祉課題を早めに発見、問題を最小限にとどめます。

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しています。日常的な見守り活動を通して重大な事故を予防したり、生活上の課題を早めに発見できます。

### 2 地域の福祉課題について考え、必要な相談機関へ結びつけることができます。

発見した福祉課題やその問題点について、地域でどのように対応できるかを考えたり、このことを相談機関に結びつけることができます。

### 3 隣近所の方とふれあうことで、社会参加や自立意欲が高まります。

地域の人同士の温かい人間関係が地域での孤立を防ぎ、生活意欲が高まり、心身の健康につながります。

### 4 地域のみなさんの福祉に対する理解が深まり連帯感が高まります。

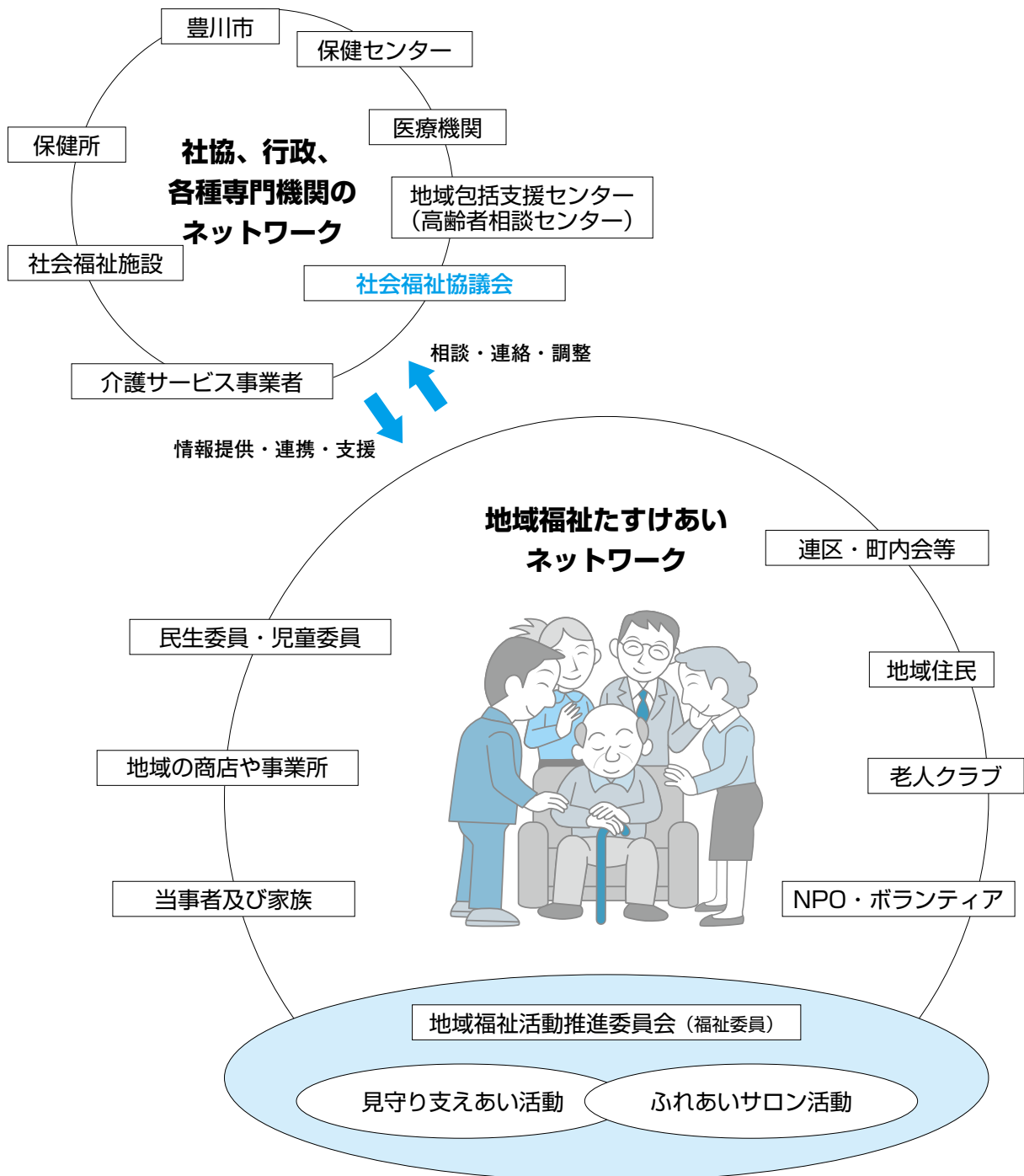
福祉の課題に直接触れ、どう解決したらよいか考えたり、活動に取り組む過程を共有することで地域のきずなが深まります。

災害時など、いざというときの助け合いの面からも、隣近所の助け合いは欠かせません。しかし、「いざというとき」になってからでは、助け合いの機能は生まれません。「ご近所づきあいは、日ごろのあいさつから」。あいさつが交わされる地域では、ご近所同士のつながりが強く犯罪の発生も低いと言われています。まずは、あいさつから、次に、助け合いのできるしくみづくりに取り組んでみませんか。

# 5 誰もが安心して暮らせるまちをめざして

社会福祉協議会では、民生委員・児童委員及び地域福祉活動推進委員会を始めとする地域の各種団体等との連携を図りながら、地域福祉たすけあいネットワークを構築し、「福祉課題の早期発見」、「福祉サービスの情報提供」、「福祉サービスの円滑な調整」及び「地域福祉活動の推進」に努めながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを支援します。

## ◎地域福祉たすけあいネットワーク



## 第2章 地域福祉活動推進委員会の活動を支援します!

### 1 地域福祉活動推進委員会とは

地域福祉活動推進委員会は、私たちの身の回りに起こっている生活上の課題、例えば・・・◆高齢者の課題（一人暮らし・寝たきり・認知症など）◆障害者の課題◆子育ての課題◆子どもの課題などを、地域住民一人ひとりが共通の課題として理解し、地域にある各種団体等や住民の参加と協力により、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を住民自らが作り出していくための組織です。社会福祉協議会では、きめ細やかな福祉活動ができる概ね連区を単位とした地域福祉活動推進委員会の設置とその活動の充実を推進しています。



地域福祉活動推進委員会の主な特徴

- 1 地域の福祉活動を計画的かつ継続的に進めることができます。
- 2 特定のボランティアやサークル単独の活動ではなく、「地域をあげて」取り組むことができます。
- 3 活動の対象者は町内会加入、未加入に限りません。そこに暮らす皆さんの幸せを求める活動です。

### 2 地域福祉活動推進委員会の組織構成と主な役割・活動

#### (1) 地域福祉活動推進委員会の主な役割・活動

地域福祉活動推進委員会は、委員長を中心に、各町内会に設置する福祉会により構成され、各種地域福祉活動の企画立案を行います。

#### 【地域福祉活動推進委員会の主な役割・活動】

- 1 組織基盤強化活動
- 2 地域の福祉課題を把握する活動
- 3 人材の発掘・育成及び福祉学習活動
- 4 広報活動
- 5 委員会で行うことが効果的な活動
- 6 地域のネットワーク(連携)を高める活動 など

## (2) 福祉会の主な役割・活動

福祉会は地域住民の皆さんで構成された組織で町内会単位に設置されています。福祉委員を中心に地域に合った「見守り支えあい活動」や「ふれあいサロン活動」などの地域福祉活動を行います。

### 【福祉会の主な役割・活動】

- 1 見守り活動
- 2 暮らしの支えあい活動
- 3 ふれあいサロン活動 など



町内会単位の福祉会をつくらず、連区単位の委員会のみを設置することもできますが、委員会を設置した後の活動のしやすさを考えながら、地域の実情にあった組織づくりをすることが大切です。

## (3) 福祉委員とは

福祉委員は福祉会の中心的な役割を担い、各福祉会に配置されています。福祉委員の任期は地域により異なりますが、地域福祉活動の活性化を図るためには、委員のみなさんにより長く関わっていただくことが大切です。

また、活動を円滑に行うためには、**各福祉会に2名以上の福祉委員の配置**が望まれます。さらに、実際の地域福祉活動の担い手として、地域での活動を支える**ボランティア**を募り、多くの方に協力いただくとよいでしょう。

### 【福祉委員の主な役割・活動】

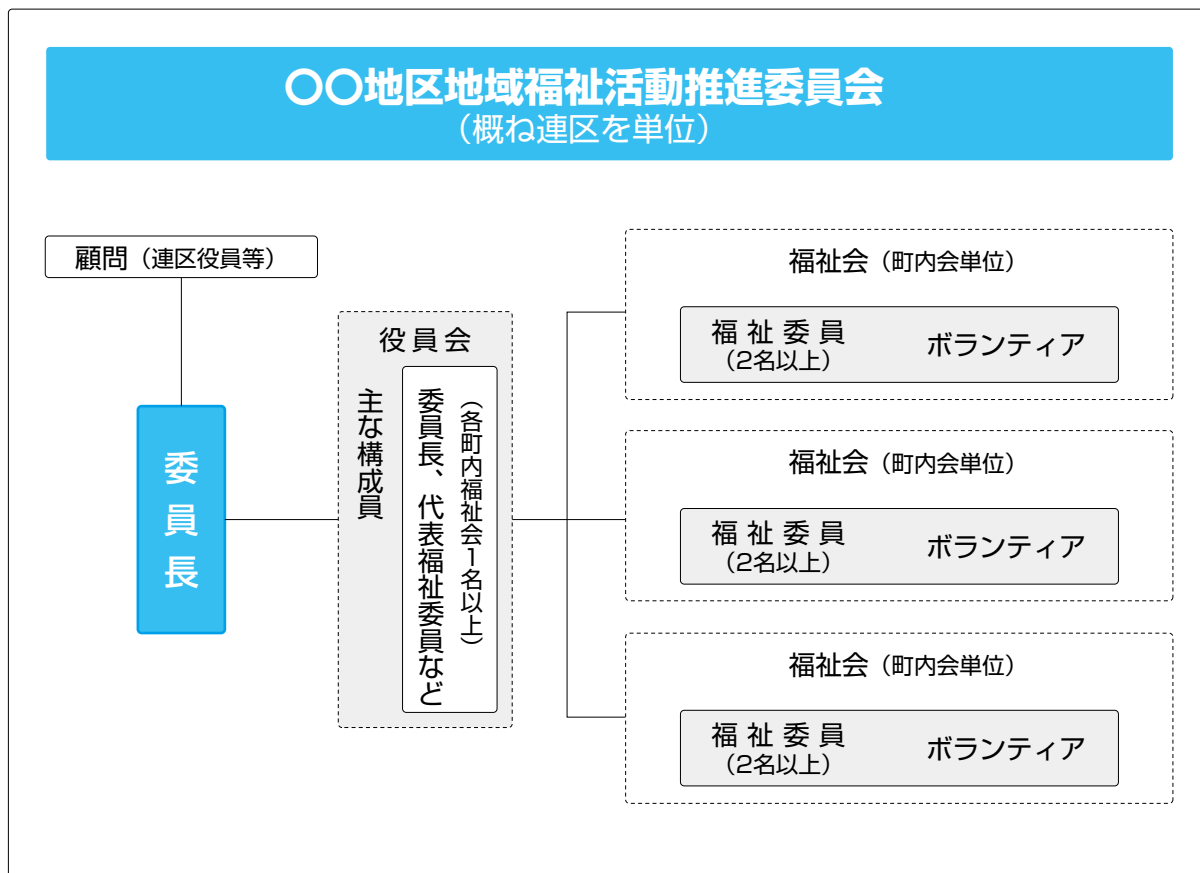
- 1 福祉課題の発見
- 2 福祉情報の伝達
- 3 地域福祉活動の実践
- 4 近隣の協力者の発掘
- 5 福祉についての住民への啓発
- 6 専門機関との連携 など



- 1 福祉委員の任期は、地域の福祉について理解し、活動を積み上げていくためにも2年以上で設定することが望ましいです。
- 2 福祉委員の交代時期についても、一斉に代わることのないよう1年ずらした任期設定が望まれます。



## (4) 組織構成のイメージ



### 【福祉委員等の役割・構成員の例】

	役割	構成員の例等
顧問	連区とのパイプ役	連区役員等
委員長	委員会を代表し、会務を総括	地域福祉活動推進委員会又は地域からの互選により選出
福祉委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉課題の発見</li> <li>福祉情報の伝達</li> <li>地域福祉活動の実践</li> <li>近隣の協力者の発掘 など</li> </ul>	地域のボランティア、町内会役員、民生委員・児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員等で構成



- 1 組織形態は、連区や町内会をはじめとする地域の組織全体をみながら、動きやすい組織を組み立ててください。(連区や町内会との連携を図りやすい組織形態とすることが大切です。)
- 2 福祉委員の選出はあて職で選出する方法もありますが、活動を継続的に行っていくためには、ボランティア活動者や意欲のある方を上手に加えていくことが大切です。



## 3 地域福祉活動推進委員会の具体的運営

### (1) 組織基盤を強くするための活動

総会や役員会は、地域福祉活動を計画的に進め、継続的な活動につなげる取り組みで、地域福祉活動推進委員会（組織）の足腰を強くする活動といえます。

#### 総会の開催

- 総会では、委員会の事業計画・予算及び事業報告・決算などの重要事項を決議します。
- 委員会を地域に定着させるためには、総会において、連区・町内会役員を始め地域住民に広く参画いただくことが重要です。



委員会総会(小坂井地区)

#### 役員会の開催

- 役員会では地域の福祉課題や、活動の方針・重点課題などを踏まえ、地域福祉の年間を通じた活動の柱や具体的な活動を決めます。
- 決められた活動を、「地域をあげて」取り組めるように、地域の各種団体（町内会、老人クラブ、子ども会など）との協力・連携を図っていきます。
- 頻繁に会合を開くことは難しいと思いますが、年2～3回の開催は必要です。



委員会定例会(八南地区)

## (2) 地域の福祉課題を把握するための活動

全ての住民が住み慣れた地域で安心して生活していくために、何をしたらいいのか、困っていることは何か、本当に地域のためになる福祉活動の実現には、地域の課題を知ることが大切です。

### 地域福祉座談会

- 福祉課題は身近な生活の中にあります。福祉委員だけでなく、地域の各種団体（町内会、老人クラブ、子ども会など）と話し合う機会を持つことで、福祉課題が見えてきます。



- ① 地域で関心のあることをテーマにした方が話し合いは活性化します。
- ② 研修会の形式の場合でも、一方的な講義だけでなく、それを受けて話し合う時間を入れていきましょう。
- ③ 一般住民が自由に発言できる雰囲気作りが何よりも大切です。
- ④ 「当事者（障害者、高齢者、介護者など）」の参加は、学習テーマを明確にし、一般論のみならず現実の生活課題として話し合うことができるので、積極的に呼びかけましょう。
- ⑤ 話し合いのきっかけとして、映画・ビデオの上映や、体験発表などを入れることも効果的です。

### アンケート調査

- 住民や当事者の意識や意向、福祉課題の内容や量をつかみたい時に実施します。
- 「調査しただけ」の活動にならないためにも、調査した後「どうやって実際の活動につなげるか」を考えることが大切です。
- 調査目的をはっきりさせながら、調査の規模（住民全体・対象者限定など）や方法（郵送・訪問・回覧・電話など）を考えましょう。
- 調査結果を目的以外に使わない、回収した調査票の管理や廃棄には十分な配慮が必要です。

### 地域内の各種機関・団体との連携

地域の福祉課題は、地域生活に支援を必要とする方の生活全般に結びついて発生することから、防災、防犯、環境、教育、保健、医療及び福祉等、あらゆる領域の機関・団体との連携が不可欠です。

しかし、各種団体には本来の役割があり、一部の役員（町内会長、民生委員・児童委員始め各種団体の代表者等）に負担をかける方法では、地域福祉への理解を得られず発展していきません。

地域福祉活動においては、各種団体の本来の活動と、どう連携をとっていくのかという工夫と、ネットワーク・協力体制が大切となります。

### (3) 人材の発掘・育成及び福祉学習活動

#### ボランティアの募集・育成

- 地域福祉活動を「福祉委員」だけで行っていたら、年数回のイベント実施が限界です。
- 日常的に様々な地域福祉活動を実施するためには、趣旨を理解し、協力していただけるボランティア（協力者）が必要です。
- また、一般住民のボランティア参加は、福祉を「一部の人の活動」から「地域みんなの開かれた活動」にしていきます。

#### ◇目的・活動別募集◇

「ふれあいサロンボランティア」、「見守り声かけボランティア」、「暮らしの支えあいボランティア」など、具体的に取り組みたい事業にあわせて協力者を募集します。活動があらかじめ分かるため、協力者を募りやすいといったメリットがあります。

#### ◇募集方法◇

活動を地域に知らせ、「開かれたもの」とするために、全戸に募集チラシを配布することが大切です。募集チラシにあわせ、技術や知識を持つ人などに直接声をかけていくことも効果的です。

#### 福祉学習活動

福祉学習活動は、次の活動を生み出すためのものです。「年間行事に決まっているから何かやる」のではなく、今年の活動に沿った具体的な「学習テーマ」の設定が必要です。

市や社会福祉協議会で各種出前講座が用意されていますので、こうした講座を活用するのもよいでしょう。詳しくは32ページをご覧ください。

#### (学習テーマ例)

講	義	「地域福祉について」、「地域福祉活動の役割」、「介護保険と地域福祉」、「先進地区実践者講演会」など
実	技	「介護の仕方」、「レクリエーション」、「車イスの扱い方」、「相談の受け方」など
視察・交流		「先進地区視察交流会」、「ふれあいサロン見学、体験交流会」、「福祉施設見学会」など

## (4) 活動を地域に広めるための広報活動

地域の住民に広く関心を持ってもらい、委員会や福祉会の活動内容及び福祉の情報を伝えていく活動です。地域福祉活動への理解者・協力者を増やしていくためにも、とても大切な取り組みといえます。

### 委員会・福祉会だよりの発行

- 地域の福祉課題や地域福祉の取り組みを広く住民に知らせ、理解や関心を高め、活動への参加を広げていくためには、「委員会・福祉会だよりの発行が有効です。
- 生活に役立つ福祉情報を、住民の言葉で伝えていくことが大切です。
- 手刷りでもよいので、形にとらわれないタイムリーな情報提供が必要です。そのためには、できるだけ発行回数を多くすることが望ましいです。



音羽ふくしだよりの



福祉会だよりの(小坂井地区)

#### ◇一般的記事項目◇

- ①代表者あいさつ
- ②福祉についての考え方の啓発
- ③地域の良い所・課題・問題点
- ④活動の成果・報告・お知らせ
- ⑤福祉サービスなどの情報提供
- ⑥その他(人物、サークル、活動紹介、特集、連載、読者の声など)

### 組回覧版や町内放送の活用

- 連区・町内会との連携を図りながら、組回覧や町内放送等を積極的に活用してみましょう。
- 活動の案内だけでなく、活動した実績を報告することで、活動に対する地域の理解が深まります。



### 地域イベントにおける活動紹介パネルや作品の展示

- 市民館まつりやお祭りなどの機会を活用し、委員会や福祉会の活動紹介パネルなどを展示することで、地域住民の理解が深まります。
- ふれあいサロンなどの活動を通して作成した高齢者の作品などを展示することは、高齢者のやりがいにもつながります。



森町作品展

## (5) 見守り活動

安心して暮らせる地域づくりをめざし、住民同士が普段の暮らしの中で、それとなく注意を払う見守り活動を行うことで、いざという時の早期発見・早期対応につながります。

### 地域に必要な2つの見守り

#### ● 普段の暮らしのさりげない見守り

隣近所を始め地域の様々な方が、普段の暮らしの中でさりげなく見守り、ちょっとした生活の変化に気づくことで、早期の支援につなげることができます。

一人暮らしの高齢者が増加傾向にある中、昨日干した洗濯物がそのままになっていたり、郵便受けに新聞がたまっていたり、ちょっとした気づきが命を救うことにつながるかもしれません。普段の暮らしの中で、それとなく注意を払い、さりげなく様子を見るのが、安心して暮らすことのできる地域づくりにつながります。

#### ● 地域における見守り活動

一人暮らし・寝たきり・認知症のある高齢者・障害者・子育て世帯など地域の中で見守りが必要な人に対して、地域における役割として直接訪問等しながら見守りする活動です。定期的に訪問等しながら関わることで、地域や社会から孤立せず安心して暮らせる一助となります。



配食による見守り活動(三蔵子地区)

### 活動にあたって気をつけたいこと

- 『見守りが必要な人』とはどのような方なのかを、地域の皆さんで話し合ってみましょう。この際、地域の要援護者を把握している民生委員・児童委員や町内会役員にも相談に乗ってもらうことが大事です。
- 昨今は高齢の一人暮らしに限らず、子どもや障害のある方など複数人が暮らす世帯でも、孤独死してしまうということが起きています。複数人で暮らしている世帯であっても、課題を抱えながら孤立していないか、地域で見守っていくという視点が重要です。
- 見守りは行き過ぎてしまうと「見張り」となって個人の自由や生活を阻害してしまうおそれがあります。あくまで、さりげなく、お互いに気遣い合う緩やかな関係をつくっていきましょう



## 地域の中に心配な人がいたときは

見守り活動をする中で、次のような心配と思われる方がいらっしゃいましたら、一人で抱え込まず、専門機関等につないでいくことが大切です。早期の発見・早期の支援が、問題解決や時には命を救うことにつながります。

### 「外観からの気付き」

- 郵便受けに新聞や郵便がたまっている。
- 何日も同じ洗濯物が干したままになっている。
- 家に閉じこもってほとんど外に出てこない。
- 昼間でも電気がついたままになっている。
- 庭が荒れている。
- 家の中から怒鳴り声、悲鳴が聞こえる。
- 最近知らない人が出入りしている。

### 「対面での気付き」

- 顔色が悪く、具合が悪そうに見える。
- 今まであいさつしていたのにしなくなった。
- 暴言を吐くなど、性格が変わった。
- 話がかみ合わなくなった。同じ話を何回もするようになった。
- 髪や服装が乱れている。季節に合わない服を着ている。
- お店で同じものを大量に購入している。

## 見守りが役立ったケース

### ● 不慮の事故で大ケガ。ボランティアが発見通報。

一人暮らし高齢者Aさん宅の新聞受けがたまっているのを、見守りボランティアBさんが気にかけて訪問。玄関先で転倒して動けないAさんを見発見。すぐに救急車を呼び一命をとりとめました。

### ● ちょっとした気遣いが心の支えに。

地域の公民館で毎月行なわれているふれあいサロン。最近夫を亡くして1人暮らしになったCさんがサロンを欠席することが多くなり、ふさぎこんで、物忘れもひどくなりました。Cさんをよく知るボランティアDさんの声かけや励ましにより笑顔を取り戻し、今ではすすんでサロンのお手伝いをしてくれるようになりました。

## 見守り活動における個人情報について

プライバシー保護や個人情報保護の観点から、町内会や民生委員・児童委員が把握している情報は簡単に公開できません。このため、実際の活動にあたっては、隣近所や老人クラブ、ふれあいサロン参加者などからの情報をもとに、本人の了解を得ながらすすめていくことが必要となります。また、見守り活動を行う中で把握した福祉課題を、家族、民生委員・児童委員、行政、社協や各種関係機関にしっかりとつなぐための連絡ルートをあらかじめ決めておくことも大切です。

## 為当福社会の見守り活動



## ●地域の様子

土地開発が進み、人口増加が進んでいる地区です。新旧の住民が上手く融合し、地域行事やサロン会・クラブ活動等も活発に行われています。

## ●活動の対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者で、特に見守りが必要な方を対象としています。

対象者には、為当福社会が独自で作成した「見守り活動利用届出書」を提出してもらい、了承を得ています。

## 活動内容

毎月対象者宅を民生委員・児童委員、福祉委員がペアになって訪問し、安否確認を行っています。またその際の様子や状況を毎月第2火曜日19:00～の福社会定例会で報告し、対象者の情報を皆で共有しています。



- 毎回訪問を待っていてくれる方もいます。お話好きな方も多く、気づけば時間が過ぎています。今後も続けて行きたいです。(福祉委員)
- 単なる安否の確認だけでなく、出来る限り会話をし、対象者の気持ちを汲み取れるような対応を心掛けています。(民生委員・児童委員)

## (6) 暮らしの支えあい活動

暮らしの支えあい活動とは、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、暮らしのちょっとした困りごとを、住民同士が「お互いさま」の気持ちで助け合う活動です。

### 具体的な取り組み

#### (ちょっとしたお手伝いとして)

例えば…お惣菜のおすそ分け、ついでの買い物、玄関先のちょっとした掃除、ゴミ出しの支援など

#### (軽作業援助活動として)

例えば…電球の交換、庭木の剪定、家具の移動、粗大ゴミの処分など



### 具体的な活動方法

暮らしの支えあい活動には、家事や軽作業等の様々な活動がありますが、まずはアンケート調査等で対象者のニーズを確認してみることも1つの方法です。その後で、具体的にボランティアとしてどのように活動していくのかを検討していきましょう。



諏訪三部・四部福祉会の支えあい活動



## 活動までの流れ

まずは地域の中で『どのような方』が、生活の中で『何に』困っているのかというニーズについて、地域の皆さんで話し合ってみましょう。

地域におけるニーズが出されたら、その中でボランティア活動としてまず優先的に取り組んでいくべきものを協議し、活動の具体的な方法について話し合います。

### 暮らしの支えあい活動の 企画・実施の流れ

ステップ  
**1** 事前調査  
住民からのニーズを把握する。

ステップ  
**2** 企画  
その活動が目指すべき  
方向性を検討する。

ステップ  
**3** 広報・周知  
対象者の発掘を意識した  
周知方法の工夫を図る。

ステップ  
**4** 活動の振り返り  
利用者の声に耳を傾け、  
さらなる活動の充実を図る。



歳末粗大ゴミ回収  
(中部西地区地域福祉活動推進委員会)



ゴミ屋敷片付け  
(小坂井地区前山福祉会)

## 活動を長く続けていくために

- 多くのニーズに対応するために、いろいろな特技を持った協力者(特技ボランティア)を地域から募ることもよいでしょう。
- 潜在的なニーズの発掘のため、町内会組織や関係専門機関とも連携し、回覧チラシ、活動広報紙、口コミ等、広く周知をする方法を検討しましょう。
- 対象者の声を大事にして、次の活動につなげていきましょう。

**赤坂台福祉会（粗大ゴミ処分のお手伝い）****●地域の様子**

赤坂台地区は昭和49年に山の中腹に造成された団地で、坂の多い地域です。働き盛りで入居した方が多く、造成から45年以上が過ぎたこともあり、高齢化が進んでいます。

**●活動の対象者**

対象者は赤坂台福祉会に登録している「暮らしの支え合い登録者」になります。

暮らしの支え合い登録者とは、福祉会と民生委員・児童委員が協力して、民生委員・児童委員が担当している1人暮らしの高齢者、避難行動要支援者、80歳以上の2人暮らしの方の中から、登録しても良いと了承した方を暮らしの支え合い登録者として福祉会に登録し、定期的に見守り訪問を行っています。

**活動内容**

民生委員・児童委員と福祉委員がお宅訪問を行う「おしゃべりし隊」と粗大ゴミ処分のお手伝いをする「汗流し隊」が連携して活動しています。具体的には、おしゃべりし隊が対象者のお宅を月1回程度訪問し、安否確認を兼ねて話し相手となります。その中で、対象者が抱えている困りごとをお聞きし、必要に応じて適切な相談機関を紹介したり、汗流し隊へつなげたりしています。粗大ゴミ処分のお手伝いは年1回実施していますが、対象者から要望があれば随時実施します。

**各団体との連携**

赤坂台地区では地域の福祉委員と民生委員・児童委員がうまく連携を図って、暮らしの支え合い活動を実施しています。また、2か月に1回行われる福祉会の定例会では自治会や老人クラブなどの各団体の代表者が集まり、話し合いを行ったうえで協力して地域の活動に取り組んでいます。



## (7) ふれあいサロン活動

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、地域の中に出かけるところや地域の人と交流できる場所があることが大切です。ふれあいサロンは、地域の人と人との交流、居場所づくり、健康づくりや介護予防を目的とした活動です。

### ふれあいサロンの活動内容

ふれあいサロンの活動内容は、参加者がそれぞれの興味や関心に合わせて自由な考えでプログラムを作ります。ただし、誰もが気軽に参加できることが大切ですので、特定の趣味や習い事に偏らないようにしましょう。

#### 活動例

- 健康体操
- 物作り
- 茶話会
- 唱歌
- 脳トレ
- 出前講座（介護予防、防災、防犯、交通安全、消費者被害 等）など



牛8ふれあいサロン(牛久保地区)  
落ち葉でしおりづくりです



金屋橋サロン(金屋南地区)  
講師を招いて健康体操！

### ふれあいサロンの効果

- \*楽しさ・生きがい・社会参加
- \*無理なく体を動かせる
- \*閉じこもらせない(居場所づくり)
- \*生活に必要な情報を知ることができる
- \*健康や栄養について意識する習慣がつく
- \*生活のメリハリ
- \*適度な精神的刺激
- \*地域の助け合いの輪を広げる
- などがあります。

### ふれあいサロン開催に向けて気をつけたいこと

- ふれあいサロンに来てほしい方(高齢者、障害者、子育て中の親子など)だけでなく、地域に暮らす住民に広く参加を呼びかけることで、参加者と活動者に分かれすぎず、参加者同士が助け合いながら活動することができます。
- ふれあいサロンは、地域の市民館や集会場など、参加者が歩いて集まることのできる身近な場所で開催できるとよいでしょう。
- ふれあいサロンの活動内容は、きちんとしたスケジュールやプログラムを立てて進めるというよりは、参加者が何をしたいのかを話し合い、楽しみながら行うことが大切です。

## 「参加者主体・介護予防重視型のサロン」に向けて

せっかくサロンに来てもらったのだから、参加する方に喜んでもらいたい。そうした思いから、会場の設営、当日のイベントや食事の用意など、活動者の皆さんが苦労しながら、いたれりつくせりで「おもてなし・イベント型のサロン」を行っているところが多いのではないのでしょうか。こうしたサロンは、もちろん内容も充実していて、参加者にとっても喜ばれますが、その分活動者にかかる負担は大きく、回数を重ねることが難しくなっていきます。

ふれあいサロンは、地域交流、介護予防や参加者の居場所づくりを目的とした住民相互の助け合い活動ですから、参加者みんなで活動をつくり上げることが大切です。活動者がお世話するのではなく、会場設営から片付けまでみんなと一緒にすることで、活動に一体感が生まれるとともに、参加者一人一人に自然な役割ができ、それが本人にとっての居場所になり、活動者の負担軽減につながります。また、適度に体を動かしたり、地域の人と交流したりすることが、介護予防にもつながることから、こうした「参加者主体・介護予防重視型のサロン」への移行に向けて取り組んでみてはいかがでしょうか。

### おもてなし・イベント型サロン

- 参加者に喜ばれるものの、活動者の負担が大きい。
- 食事や材料費などの費用負担が大きい。
- 参加者が「お客様」になってしまうため、参加者にとっての居場所になりづらい。
- 活動者の負担が大きいいため、年に数回やるのが限界。



### 参加者主体・介護予防重視型サロン

- 参加者と活動者が一体となって運営するため、活動者の負担軽減につながる。
- お金をかけずに実施できる。
- 参加者が自然に役割を持つことができ、参加者が意欲的に取り組むことができる。(居場所づくりにつながる。)
- 活動者の負担が少ないため、週1回や月1回など定期的に集まることができ、介護予防や孤立化の防止につながる。

### 活動の一例

7月 七夕会  
12月 クリスマス会  
1月 餅つき

食事の用意やイベントの準備など  
(やることが多くて大変～！)



- みんなで会場を準備
- いつもの体操をはじめろぞ～！
- つかれたら、みんなで1週間のできごとを座談(ほっとひと息)
- 時には参加者の特技を披露する時も！



## 男性に参加してもらうために

「男性参加者が少ない」これは多くのサロンで共通する悩みではないでしょうか。「仕事を退職した後に地域との関わり方が分からない」「女性ばかりのサロンへの参加に二の足を踏んでしまう」など、男性がサロンへ参加しづらい理由があるのかもしれませんが、中には男性のみのサロンを開催する地区もあります。一人で不安な方は夫婦での参加を促したり、男性から意見を聞く機会を設けても良いでしょう。また、将棋や麻雀など、男性の趣味に焦点を当てた活動を行ったり、男性に役割を持ってもらったりするのも一つの方法です。



メンズサロン(三上地区)  
食材を持ち込んでスムージー作り！  
参加者で味を評価します。

## 活動を長く続けていくために

- \* 皆が地域の仲間として、ある時は「参加者」、ある時は「担い手」として、できることを行うという気持ちが大切です。話し上手な人が進行係、経理に堪能な人は会計係など、皆の得意分野で分担することが長続きの秘訣です。
- \* 回覧板や掲示板を活用して地域の皆さんにサロン活動を知ってもらいましょう。活動日を町内会長、民生委員・児童委員などに案内するのもよいでしょう。活動が周知されることで、参加者はもちろん、活動者の確保にもつながっていきます。
- \* 充実した活動をするために、写真や活動内容の記録をとるようにしましょう。それにより活動を振り返り、問題点等を今後の活動に活かします。
- \* 他のサロンを訪ねたり、訪ねられたりして、交流を深めるのもよいでしょう。

## ふれあいサロンの立ち上げ・運営を支援します！

地域で何か活動をしてみたいけれど、何から初めてよいか分からない。そんな悩みを持つ方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのような時には、高齢者相談センターにいる生活支援コーディネーター(P.31参照)にご相談ください。サロン活動のきっかけづくりとして、介護予防の講座を開催したり、地域の実情に合わせた実施方法を検討したりと、サロンの立ち上げに向けて、地域と協働していきます。また、既存のサロンの運営についてもご相談ください。活動の活性化に向けた方法を一緒に考えていきます。詳しくは巻末の高齢者相談センターまでお問い合わせください。



## 前山区にこここサロン



## ●地域の様子

地域の中心に小学校、東側に駅がある住宅街です。サロン以外にも小学校児童の登下校の見守り、一人暮らし高齢者の見守り訪問などの地域福祉活動が行われています。

- 開催日時 毎月第2木曜日 10:00～13:00
- 参加対象 地区内住民 ●参加人数 25人
- 開催場所 前山集会所

## 主な活動内容

- 健康体操
- ゲーム遊び
- 地元医師による健康講話
- 回想法
- 三世代交流会
- オカリナ演奏鑑賞 など

## 一日のサロンの流れ

- 9:00 スタッフ集合・準備
- 10:00 サロン開始  
はじまりの体操  
本日の催し
- 11:00 茶話会
- 11:30 終了（参加者も手伝って片付けます）  
※昼食弁当のあるときは13:00終了

- 毎月サロンが開催される日が来るのを楽しみにしています。(参加者)
- 参加する皆さんがとても元気なので、まだまだ頑張らなくちゃいけないと感じています。(活動者)



## PRポイント

昔懐かしい物や写真などを見ながら、みんなで思い出を語り合う『回想法』。認知症予防につながると聞いて始めましたが、弾む会話のおかげで参加者のコミュニケーションを深めることにも役立っています。

## 小田渚いこまい会



### ●地域の様子

地区内に名鉄本線の小田渚駅、近くには国道1号線があり、比較的交通の便がよい地域です。新旧住宅が立ち並ぶ住宅街です。

- 開催日時 毎週木曜日 9:30～11:00
- 参加対象 地区内の高齢者
- 参加人数 40人
- 開催場所 小田渚集会所

### 主な活動内容

- 健康体操
- 唱歌等の合唱
- 踊り
- 民謡
- 時節の行事に合わせた会食、食事会他

### 一日のサロンの流れ

- 9:30 あいさつ
- ミニ学習会
- 全身体操
- 歌声
- ダンス
- 整理体操（民謡、踊り）
- 11:30 終了

- 寺子屋のようにいろいろなことを教えてもらってためになる。毎週楽しみ。(参加者)
- 毎週開催して歌や体操にしっかり取り組んでいる。自分も勉強になることが多い。(活動者)



### PRポイント

- 基本となるプログラムに沿って毎週開催しています。発声は基礎から取り組んでいて、歌の依頼がくるほどです。
- ラジカセで音楽をかける係や、支援が必要な方の送迎に付き添うなど、参加者も役割を持って参加しています。

## (8) 地域・世代間の交流を高める活動

地域・世代間の交流活動は、地域住民のつながりを深め、助け合いの輪を広げます。

### 世代間交流活動

核家族化・少子化が進む中で、世代を超えて出会う機会、交流する機会が非常に少なくなっています。異世代との交流は、生活を豊かにし、人の絆を強くする大切な活動です。



- ①「世代間交流」のイベントは新規に始めるだけではなく、既存の高齢者事業に子どもたちの参加を工夫することで、実施の負担を軽減できます。また、子育てサークル活動への高齢者の参加なども考えられます。
- ②地元の保育園、幼稚園、小・中学校、子ども会などに声をかけていく方法もあるでしょう。
- ③大がかりなイベントや出し物よりも、むしろ一緒に遊んだり話したりすることで、自然な交流が実現します。



やわたサロン  
(田植え～稲刈り～餅つき)

### 地域交流活動

- 地域住民の交流を図る活動は、住民同士のつながりを深めるとともに、住民相互の助け合いを促す活動です。
- 既にある地域の行事（盆踊り、運動会や避難訓練など）を行う際に、一人での外出が困難な高齢者や障害のある方を招待するなど、福祉的要素を取り入れることで、誰にとっても暮らしやすい地域づくりにつながります。

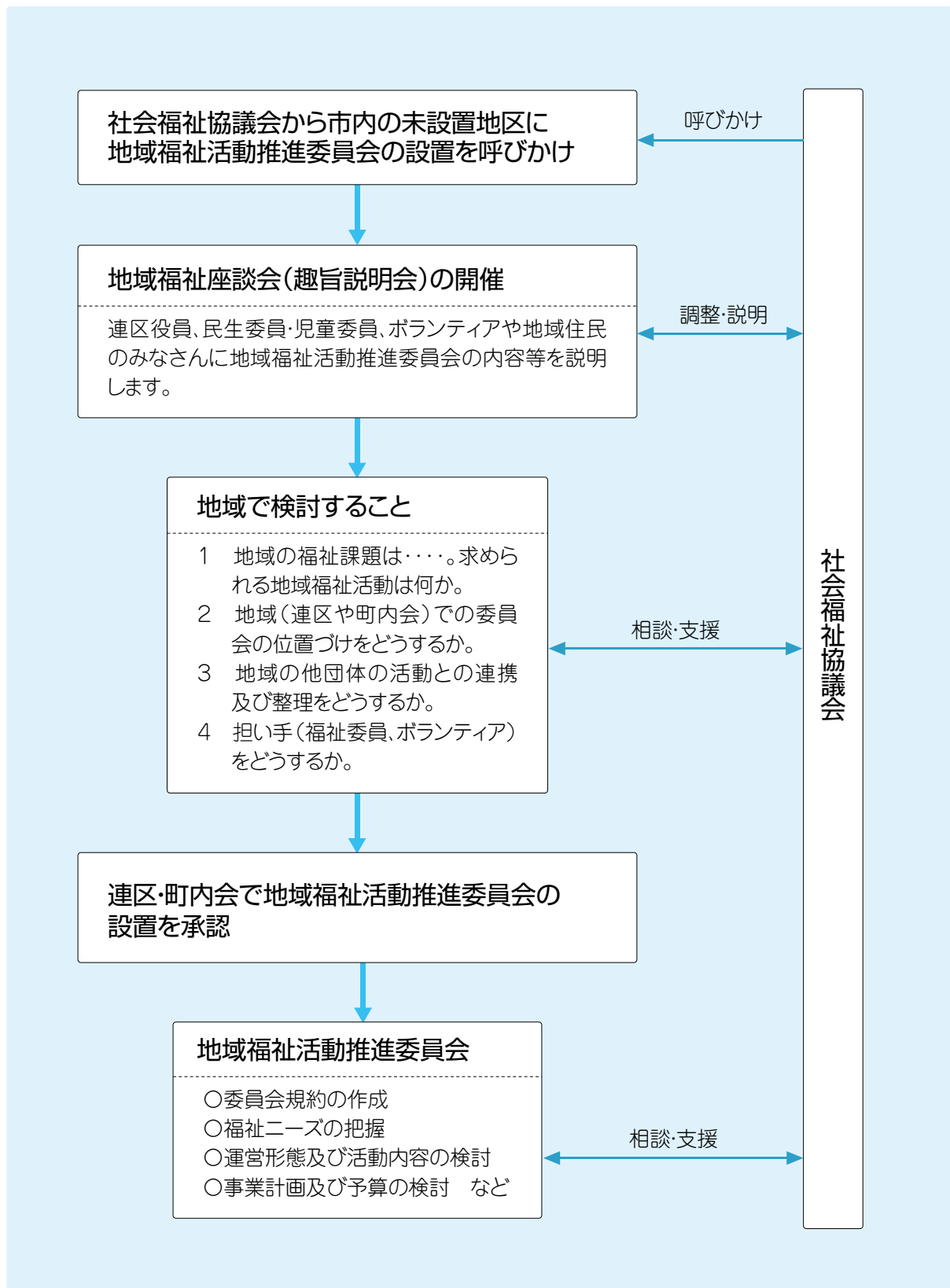
## (9) 防災・防犯活動

- 防災・防犯活動そのものは自主防災会や防犯ボランティアが主体となる活動といえますが、一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者等を介護する世帯及び障害のある方など、要援護者に対する防災・防犯に関する取り組みは、委員会の見守り支えあい活動として位置づけできます。
- 活動にあたっては、委員会単独の活動とするのではなく、地域の自主防災会や防犯ボランティア等との連携を図りながら実施することが重要です。



## 4 みんなでつくろう！地域福祉活動推進委員会

### (1) 地域福祉活動推進委員会が立ち上がるまで



## (2) 地域福祉活動推進委員会の取り組み

### ステップ 1

#### 地域に知ってもらおう

町内回覧等を活用して委員会が発足したことを地域のみなさんに知ってもらいましょう。

### ステップ 2

#### 地域の福祉ニーズを把握しよう

座談会や住民アンケートなどを実施しながら、地域住民が生活の中でどんなことに困っているのか、地域全体としての課題は何かを把握しましょう。また、把握した内容は、町内組回覧等を活用し地域のみなさんと共有することも大切です。

### ステップ 3

#### 活動内容を考えよう

ステップ2で把握した福祉課題を解決するための活動を考えてみましょう。福祉の課題は生活全般にわたることから、委員会だけで活動するばかりでなく、地域内の他団体と積極的な連携を図ることも重要です。

### ステップ 4

#### 活動を地域に広報しよう

町内回覧等を活用して地域のみなさんに広報しましょう。民生委員・児童委員と連携し、対象となる方に直接案内する方法もあります。

### ステップ 5

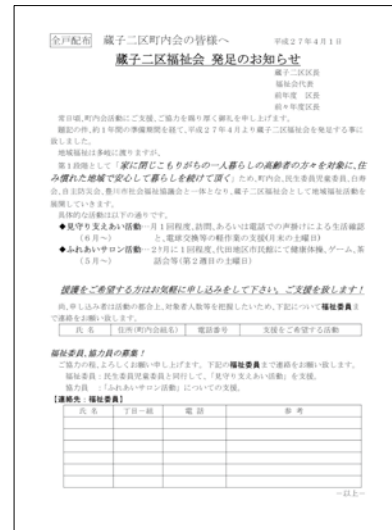
#### 活動してみよう

実際の活動は、福祉委員だけでは大変で長続きしません。ボランティア(協力者)を広く募集したり、参加者と助け合いながら取り組む工夫も必要です。

### ステップ 6

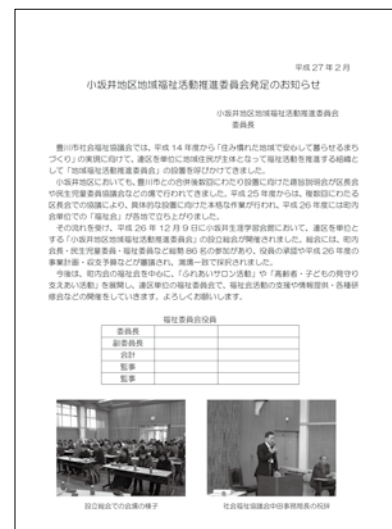
#### 活動内容を地域で共有しよう

活動した内容を町内回覧等を通して連区・町内会及び地域住民と共有することで、地域の理解が深まり活動の幅も広がります。



福祉会発足のお知らせ(代田連区)

- 広報・福祉学習活動
- 見守り活動
- 暮らしの支えあい活動
- ふれあいサロン活動
- 地域・世代間交流活動



委員会発足のお知らせ(小坂井地区)

# 第3章 地域福祉活動を応援します

## —社会福祉協議会の役割—

### 1 地域福祉活動を支援します

#### (1) 地域福祉活動者への支援

社会福祉協議会では、概ね中学校区を単位にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)・生活支援コーディネーターを配置し、地域における要援護者の相談支援とともに、ふれあいサロンを始めとする地域福祉活動が継続的に実施できるよう支援します。概ね中学校区を単位に、市内の各高齢者相談センター及び出張所に配置されています。

#### 【コミュニティソーシャルワーカー (CSW) とは】

地域において、総合的な相談に応じながら、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、各種専門機関等への調整を行います。また、委員会をはじめとする住民相互の助け合い活動を支援したり、地域での課題を事業化するなど、地域福祉の推進を図っています。

※ Community Social Worker の頭文字をとって CSW といいます。

#### 【生活支援コーディネーターとは】

「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者と定められています。(厚生労働省：ガイドラインより)

#### 【生活支援コーディネーターの主な役割】

- (1) 社会資源を適切に把握し、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成
- (2) 地域における新しい福祉ネットワークの構築
- (3) 地域における支援に関するニーズと取り組みのマッチングが主な役割です。

## (2) 地域福祉活動研修の実施

地域福祉活動推進委員会の福祉委員や地域福祉活動を実践するボランティアのみなさんを対象とした研修を実施することにより、地域福祉の推進を図ります。



地域福祉活動者新任研修

## (3) 地域福祉懇談会の開催

社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、地域の福祉課題の解決に向けて、地域の困りごとや、地域の課題について話し合ったり、地域の情報を共有したり、地域の中でできることを住民と一緒に考える地域福祉懇談会を開催しています。

概ね連区を単位として毎年開催しており、連区や町内会の役員、民生委員、福祉委員など、地域活動者の皆さんに参加いただいています。地域福祉懇談会をきっかけとして、見守り活動やサロン活動など、新たな福祉活動の創出にもつながっていきます。開催に向けた調整や、当日の話し合いへの参加、課題の解決に向けた取り組みの検討など、社会福祉協議会も活動を支援しています。

## (4) 福祉出前講座の開催

地域の方々に福祉活動への理解を深めていただくために出前講座を開催しています。地域の定例会や勉強会等でご活用ください。

### 《申込方法》

- 講座の内容、参加人数、開催日時、開催場所についてはご相談に応じます。
- できるだけ、10人以上のグループでお申し込みください。
- 講師料は無料です。

### 《主な講座内容》

- 宝探しから始まる地域づくり
- コグニサイズで認知症予防！
- 高齢者の交通安全と生活
- 体力測定講座 など



「高齢者の交通安全と生活」講座

## (5) 地域福祉活動推進委員会への助成

地域福祉活動の運営及び活動に要する費用を助成します。活動地区の規模や活動内容によって助成基準を設けておりますので、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

なお、社会福祉協議会からの助成金の財源は、各町内会にご協力をいただいております社協会費です。地域住民から集められた社協会費が、地域の福祉活動に循環する仕組みになっています。

## (6) ふれあい活動備品の貸出

地域及びボランティアの皆さんが主体となって実施する地域福祉活動や、住民相互の交流を目的としたイベント等に、「ふれあい活動備品」を無料で貸出しています。備品の種類や予約方法など、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

### 《貸出できる団体》

- 地域福祉活動推進委員会、民生委員・児童委員協議会、とよかわボランティア・市民活動センター登録団体、福祉関係団体、教育関係団体、地域関係団体（町内会・子ども会）、地域福祉活動ボランティア団体 など

### 《貸出備品》

綿菓子機、ポップコーン機、テント、レクリエーション用機材

### 《利用予約》

利用日の属する月の6ヶ月前の初日から予約できます。  
(電話での受付可。後日、申請手続きが必要となります。)

### 《貸出期間》

貸出、返却日を含め5日間以内



ウルトラフォームボーリング

## (7) ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険

ボランティアや福祉委員のみなさんに安心して活動していただくために、ボランティア活動保険への加入をすすめています。また、主催される行事を対象とした、ボランティア行事用保険への加入もすすめています。保険料及び補償内容は年度単位で変更となることがあります。詳しくは社会福祉協議会ボランティアセンターまでお問い合わせください。

### 《問い合わせ先》

豊川市社会福祉協議会ボランティアセンター  
TEL 83-0630 FAX 89-0662

## 2 豊川市内地域福祉活動推進委員会 設置地区別一覧表



●東部中学校区	●西部中学校区
① 豊地区地域福祉活動推進委員会	①⑦ 御油校区地域福祉活動推進委員会
② 古宿・馬場地区地域福祉活動推進委員会	①⑧ 国府東部地区地域福祉活動推進委員会
③ 桜木地区地域福祉活動推進委員会	①⑨ 国府地区地域福祉活動推進委員会
④ 麻生田連区地域福祉活動推進委員会	●代田中学校区
⑤ 三上地区地域福祉活動推進委員会	②⑩ 諏訪地区地域福祉活動推進委員会
●金屋中学校区	②⑪ 桜町地区地域福祉活動推進委員会
⑥ 金屋地区地域福祉活動推進委員会	②⑫ 代田連区地域福祉活動推進委員会
⑦ 金屋南地区地域福祉活動推進委員会	●一宮中学校区
⑧ 三蔵子地区地域福祉活動推進委員会	②⑬ 一宮西部地区地域福祉活動推進委員会
●南部中学校区	②⑭ 一宮南部地区地域福祉活動推進委員会
⑨ 牛久保地区地域福祉活動推進委員会	②⑮ 一宮東部地区地域福祉活動推進委員会
⑩ 下長山地区地域福祉活動推進委員会	●音羽中学校区
⑪ 中部南地区地域福祉活動推進委員会	②⑯ 音羽地区地域福祉活動推進委員会
⑫ 中部西地区地域福祉活動推進委員会	●御津中学校区
⑬ 下郷地区地域福祉活動推進委員会	②⑰ 御津北部地区地域福祉活動推進委員会
⑭ 中条地区地域福祉活動推進委員会	②⑱ 御津南部地区地域福祉活動推進委員会
●中部中学校区	●小坂井中学校区
⑮ 八南地区地域福祉活動推進委員会	②⑲ 小坂井地区地域福祉活動推進委員会
⑯ 平尾地区地域福祉活動推進委員会	

令和3年3月31日現在



## 第4章 地域福祉活動に関する Q&A

### 1 委員会の組織や福祉委員について

**Q1. 福祉は行政が行うもので、住民が積極的に取り組む必要はないのではないですか？**

**A1.** 地域生活を送るうえで何らかの支援が必要な方や必要となるおそれのある方が増加しています。こうした方々が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的サービスや民間サービスの整備が必要不可欠といえますが、これだけでは十分とはいえません。

私たちが生活の中で幸せや生きがいを感じられるのは、自分の必要性が感じられるときや家族をはじめ身近な方と接しているときではないでしょうか。

公的サービスや民間サービスの充実と並行して、家族や地域を単位とする生活圏域で助け合いの輪を広げることは、超高齢社会に備える大きな財産になると考えています。

**Q2. 町内会で十分に福祉活動が行われているので、改めて組織をつくる必要性が感じられないのですが？**

**A2.** 町内会として福祉活動を積極的に行っている地域もありますが、町内会の行事が多忙であるとともに、町内会役員の任期が1年のため、活動が積み上げづらいといった問題がみられます。また、福祉問題を抱える世帯は、町内会に加入していない場合もあることから、町内会においては、対応が困難なケースが多いのも実情ではないかと思われます。

こうしたことから、福祉活動に継続性を持たせながら、町内会未加入世帯を含めた対応を図れる組織づくりが必要と考えています。

**Q3. 組織をつくるのは負担が大きいので、ボランティアが活動する方法ではないのですか？**

**A3.** ボランティアによる活動は自主性が高く、大きな期待をよせているところですが、意欲ある代表者が高齢になってしまったり、様々な事情で活動が途切れてしまうことも珍しくありません。また、町内会、民生委員、老人クラブや子ども会といった地域活動団体との連携が図りづらいといった問題もみられます。

活動を途絶えさせることなく、地域の中にある諸団体との連携を図りながら、地域福祉を進めていくことが重要であり、ボランティア活動の推進と並行しながら地域福祉推進を図るための組織づくりを進めています。

#### Q4. 連区における委員会の位置づけは？

**A4.** 委員会は、地域福祉を推進するための団体であることから、町内会加入世帯のみでなく、その地域に暮らす支援を要する人にも目を向ける必要があります。連区とは別組織で委員会は設立されています。ただし、活動を行っていくにあたっては、町内会をはじめとする地域活動団体との連携が不可欠なことから、町内会の役員や地域活動団体の方にも参画いただきながら組織化するとよいでしょう。

#### Q5. どのような方を福祉委員に選出すればいいのですか？

**A5.** 既設の委員会では、元町内会役員、老人クラブ役員、民生委員・児童委員、ボランティア活動者等を福祉委員に選出することが多いようです。

実際に、地域で福祉活動を進める際には、既設の地域活動団体（町内会、老人クラブ、子ども会、自主防災会、防犯組織等）と上手に連携しながら活動を進める必要があります。このため、委員会でこういった活動を行っていくのが、どのような地域活動団体と連携を図る必要があるのかを検討しながら、福祉委員（構成メンバー）を選出することが大切となります。

こうすることで、あらかじめどのような活動をしていくのかが定まるとともに既存の地域活動を福祉的意味合いの強い活動に変化させることで、福祉委員（活動者）の負担を軽減させることにもつながります。

#### Q6. 民生委員・児童委員が福祉委員を兼ねてもよいのですか？

**A6.** 民生委員・児童委員が福祉委員を兼ねることは可能ですが、必ずしも民生委員・児童委員が福祉委員をしなくてはならないということではありません。

実際に、民生委員・児童委員が福祉委員を兼ねることにより、両者の連携が円滑に行われる一方、福祉委員総数に対する民生委員・児童委員の割合が過度に高くなってしまうと、結局、民生委員・児童委員の負担が増大するだけで、せっかく福祉委員を設置したのに活動者の裾野が広がっていかないといった問題もみられます。

民生委員・児童委員と福祉委員が有機的な連携を図っていくためには、数人の民生委員・児童委員が福祉委員を兼ねたり、あらかじめ連携方法や合同会議の設置を決めておくなどの工夫が必要と考えます。



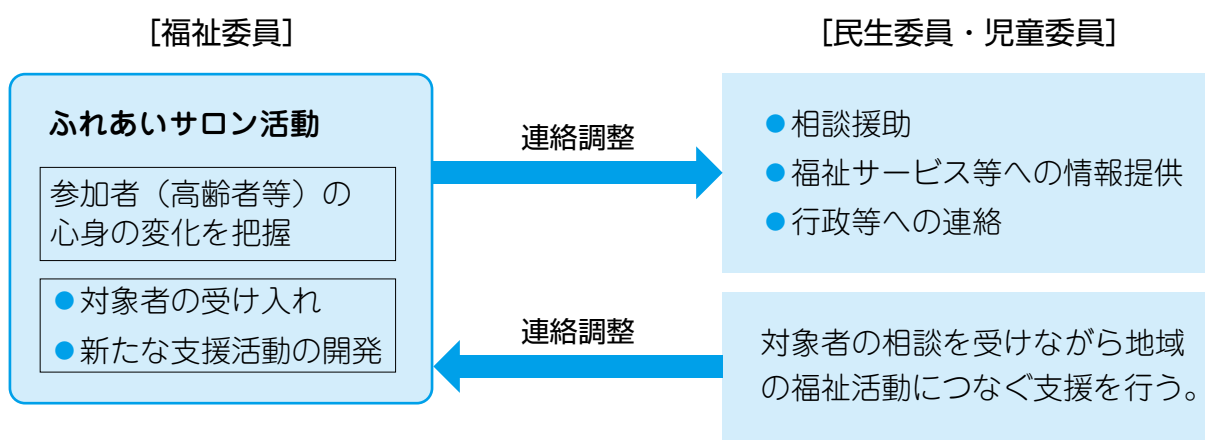


## Q7. 福祉委員と民生委員・児童委員の具体的な連携方法は？

A7. 福祉委員と民生委員・児童委員の役割は、共通する点が多く明確に区別することはできませんが、両者の役割を大別すると、民生委員・児童委員は個別の相談援助や福祉事務所につなぐことを中心とした役割があり、福祉委員は地域の見守りや住民相互の交流及び助け合いを推進することを中心とした役割を担っています。

連携方法は、地域性や現行の活動実態から一律に定めることは困難ですが、それぞれが、お互いの役割を意識しながら、活動を進めることが大切です。

### 想定される連携



## 2 委員会の活動について

### Q8. ふれあいサロンに呼びたい人（支援を要する人）に参加してもらえず、元気な方ばかり集まってしまう。福祉の活動としてこれでよいのですか？

A8. ふれあいサロンに参加して欲しい方は、家族や地域から孤立しがちな方（例えば一人暮らし高齢者や閉じこもりがちな方）ですが、こうした方は簡単に連れ出せるものではありませんし、こうした方ばかり集めたのでは、ふれあいサロン自体が上手くいかないこともあります。また、地域の中で支援を要する人のみを集めることは、地域で「要支援者」というレッテルを貼ることにつながるおそれもあります。こうしたことから、ふれあいサロンでは、あまり対象者を限定せず、将来、支援が必要となるおそれのある人を、今だからこそ、地域とのつながりを持たせる機会になると捉えることが大切だと考えます。

## Q9. ふれあいサロン活動は、他の地域活動と何が違うのですか？

**A9.** 地域にある他の活動（ヨガ教室、カラオケ、世代間交流活動等）も、地域住民の交流機会や社会参加といった点では、ふれあいサロンと同様の役割を果たしているといえますが、地域の福祉活動として位置づけられるふれあいサロンには次の要件があると言えます。

- ①町内会や民生委員の理解が得られていること
- ②地域での生活に支援を必要又は必要となるおそれのある方が含まれていること
- ③上記②の対象者を積極的に受け入れすること
- ④活動内容により参加者が限定されないこと、交流が目的であること
- ⑤単発のイベントとしてではなく、定期的かつ継続的に実施すること

## Q10. 見守りネットワークとはどのようなものですか？

**A10.** 平常時や災害時に見守りが必要な方を地域で支えていくには、福祉委員や民生委員・児童委員だけでは困難であるため、地域の中の多様な団体・組織が連携して行うことが重要です。隣近所のお付き合いを大切に、関係作りに努めるとともに、日ごろから町内会や老人クラブ、防犯会、防災会、子ども会などとも情報共有しながら、見守りのネットワークを構築していくことが望まれます。また、新聞配達業者、郵便局、電気やガスの検針員、宅配飲料業者などの民間事業者とも連携しながら、見守りの輪が広がると、より効果的かつ強固なネットワークになると思われます。

## Q11. なぜ、町内会未加入世帯まで支援しなくてはならないのですか？

**A11.** 地域の福祉課題は、町内会加入世帯ばかりでなく、町内会未加入世帯からも発生し、町内会に入っている方が困るといったケースも多いのではないのでしょうか。（ゴミ屋敷の問題、認知症高齢者の徘徊など）地域福祉活動は、そこに暮らす皆さんの幸せを求める活動です。町内会に入っていない方を含めた、見守りや助け合い活動を行っていくことが、お互いに暮らしやすい地域環境を整え、町内会に入っていない方の地域活動への理解が進み、町内会への加入促進につながることを考えます。

## Q12. 委員会から福祉会に助成金を配分する際の基準はあるのですか？

**A12.** 特に基準を定めていませんので、各委員会で配分方法を検討いただいています。実態としては、世帯数や活動量を勘案した配分をしている委員会が多いようです。なお、社会福祉協議会の助成金額算定基準に基づくふれあいサロン活動及び見守り支えあい活動加算については、あくまで助成額を算定する基準であって、必ず加算設定された活動の費用に充当されなくてはならないといった制限を伴うものではありません。それらを含めた配分方法をご検討ください。

### 3 社会福祉協議会について

#### Q13. 社協とはどのような組織ですか？

**A13.** 社協は、社会福祉協議会の略称で、全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されています。市町村社協は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。豊川市社協は、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特徴としており、民間としての「自主性」と地域福祉の推進を目的に「社会福祉に関する活動を行う者」と「社会福祉を目的とする事業を営む者」とで構成され、市町村に1つしか置くことのできない協議体としての「公共性」を併せ持った組織です。豊川市社協は、昭和26年9月4日に任意団体として設立し、昭和43年11月26日に社会福祉法人として認可されています。

#### Q14. なぜ社協会費を住民に求めるのですか？

**A14.** 豊川市社協は、住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、社会福祉を目的とする事業を営む者など、地域福祉推進に必要な諸団体により構成されています。地域福祉推進は、一部の関係者だけの取り組みには限界があり、広く住民のみなさまに参加いただくとともに、活動の貴重な財源となる社協会費の納入に協力を求めています。豊川市社協では、社協会費を、地域福祉活動推進委員会やボランティアによる地域福祉活動に還元するとともに、地域福祉活動者やボランティアを対象とした各種研修会の実施などさまざまな福祉事業に活用しています。なお、職員の人件費は、行政から全額補助を受けているため、社協会費が充当されることはありません。



社会福祉法人

# 豊川市社会福祉協議会

〒442-0068 豊川市諏訪3丁目242番地(豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」内)

TEL◎0533-83-5211(代表)

TEL◎0533-83-0630(豊川市社会福祉協議会ボランティアセンター)

FAX◎0533-89-0662

HPアドレス◎<http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>

Eメールアドレス◎[t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp](mailto:t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp)(代表)

FacebookURL◎<http://www.facebook.com/toyokawashakyo>



ホームページ



フェイスブック



## 豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」

「ウィズ豊川」のウィズとは、英語の「with」で、「いっしょに、ともに」という意味があります。障害のある人もない人もだれもがいっしょに安心して暮らすことのできるまち「豊川」をつくってほしいという願いが込められています。

### 関係施設

#### 東部高齢者相談センター

〒442-0026 豊川市東新町33-1

(県営稲荷北住宅敷地内)

TEL●0533-85-6110

FAX●0533-85-6131

#### 東部高齢者相談センター一宮出張所

〒441-1202 豊川市上長山町本宮下1-1685

(いかまい館内)

TEL●0533-93-0801

FAX●0533-93-0804

#### 南部高齢者相談センター

〒442-0873 豊川市山道町2丁目49

(県営牛久保住宅併設)

TEL●0533-89-8820

FAX●0533-89-8812

#### 南部高齢者相談センター小坂井出張所

〒441-0103 豊川市小坂井町大堀10

(こぞかい葵風館内) ※令和3年5月1日より

TEL●0533-78-4584

FAX●0533-78-3242

#### 北部高齢者相談センター

〒442-0863 豊川市平尾町親坂36

(ふれあいセンター内)

TEL●0533-88-7260

FAX●0533-88-7261

#### 北部高齢者相談センター代田出張所

〒442-0069 豊川市諏訪西町2丁目158-1

(市営諏訪西住宅併設)

TEL●0533-89-8070

FAX●0533-89-9112

#### 北部高齢者相談センター金屋出張所

〒442-0066 豊川市金屋元町2丁目53-1

TEL●0533-85-6258

FAX●0533-89-8815

#### 西部高齢者相談センター

〒442-0854 豊川市国府町下河原61-2

(西部地域福祉センター併設)

TEL●0533-88-8005

FAX●0533-87-5452

#### 西部高齢者相談センター音羽出張所

〒441-0202 豊川市赤坂町狭石1

(豊川市音羽福祉保健センター内)

TEL●0533-88-5940

FAX●0533-88-7927

#### 西部高齢者相談センター御津出張所

〒441-0321 豊川市御津町広石枋ヶ坪88

(豊川市御津福祉保健センター内)

TEL●0533-77-1502

FAX●0533-77-2330